



西区 子育て支援コーディネーターだより

2019年度 NO.2

少しずつ夏へと近づいてきて、日々暑さが増してきましたね。戸外あそびに出かける時は、紫外線対策をして水分補給を十分にし、体調管理には気を付けてください。今回のコーディネーターだよりでは認定こども園・幼稚園等の施設の利用についてのご紹介をします。入所（園）をお考えの方で、ご相談がある方は子育て支援コーディネーターまでお問い合わせください。

《子ども・子育て支援新制度の利用流れ》

認定こども園・保育所等の利用にあたっては、保護者の方から申請を受けて、堺市が「保育の必要性」を認定します。又、幼稚園や認定こども園での教育のみの利用にあたっては、お子様の住所や年齢等を確認し、認定します。このような認定を受けて、所得に応じた利用者負担額で施設や事業を利用することとなります。

支給認定の種類は？

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号 教育標準認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、教育を希望する2号認定以外の場合	認定こども園、幼稚園
2号 保育認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号 保育認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合	認定こども園、保育所 地域型保育事業

教育・保育施設とは？

認定こども園【主に0歳～5歳】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います

幼稚園【主に3歳～5歳】

幼児の心身の発達のために、満3歳児から小学校就学前児童を対象に、幼児教育を提供する施設

保育所【0歳～5歳】

小学校就学前児童を対象に、就労や病気などのために家庭で保育が出来ない保護者に代わって保育する施設

地域型保育事業【0歳～2歳】

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

※2号認定又は3号認定では、保育の必要量によって更に「保育標準時間（1日最長11時間）」と「保育短時間（1日最長8時間）」に区分されます。

※幼稚園については新制度に移行した園と現行制度のまま継続する園とがあります。

★2・3号の申請受付の窓口は各区子育て支援課です。申し込み方法については直接子育て支援課にお尋ねください。

★新制度に移行しない幼稚園と1号認定の申請受付は、各施設となります。